

高校生活の心得

生徒は、働きながら学ぶことに誇りを持ち、自主的で責任ある行動をとり、常に学業と勤労の両立に努め、有意義な高校生活の確立に努めることが望ましい。

1 日課について

0校時	16:30～17:15	3校時	19:35～20:20
SHR	17:25～17:30	4校時	20:25～21:10
1校時	17:30～18:15	SHR	21:10～21:15
給食	18:15～18:45	清掃	21:15～
2校時	18:45～19:30	(部活動	21:15～21:50)

2 欠席、遅刻、早退、外出について

- (1) 時間を守り、欠席、遅刻はしないこと。ただし、やむを得ず欠席、遅刻する場合は、必ず担任又は学校に連絡すること。
- (2) やむを得ず早退、外出するときは、必ず担任に届け出るとともに、「早退・外出届」を提出して許可を得ること。

3 授業規律について

- (1) 授業は始業チャイムに遅れないように教室に入り、授業の準備をすること。
- (2) 授業中は、教科担任の指導・指示に従うこと。
- (3) やむを得ずトイレなどで中途退出する時は、職員室で許可証に記入し押印してもらい、教科担任に提出すること。
- (4) 私語、立ち歩き、無断退出、飲食、携帯電話の使用等、授業を妨害する行為は厳禁とし、授業に不必要な物は、机上に置かないこと。

4 服装・靴について

- (1) 服装は特に指定しないが、華美にならず学校生活にふさわしいものであること。
- (2) 体育の授業では、学校指定のジャージを身につけ、アクセサリ類は必ずはずすこと。
- (3) 上靴は学校指定の運動靴とする。外靴は特に指定しない。

5 反社会的行為の禁止

以下に掲げる行為は厳禁する。

- (1) 校内外でのいじめ行為。
- (2) 一切の暴力行為。(対人・対物・言論)
- (3) インターネット・携帯電話・SNS 等での、他人を誹謗・中傷する書き込みなどの行為。
(有害で危険な情報からの自己防衛に心がけること)
- (4) 麻薬、大麻、覚せい剤などの薬物使用および所持。
- (5) 飲酒・喫煙。(成人であっても校地内や教育活動中は認めない)
- (6) その他、反社会的と見なされる行為。

6 交通安全について

- (1) 交通ルールを守り、加害者および被害者にならないよう十分注意すること。
- (2) 車両通学希望者は、「車両通学規程」に従い、学校から許可を得ること。
※ 任意保険加入が許可の条件になります。
- (3) 安易に他人の車や二輪車に同乗しないこと。
- (4) 在校生の車両に同乗しての登下校はしないこと。

7 給食について

- (1) 「完全給食制」のため、全員決められた時間に給食をとること。

8 就業について

- (1) 生徒は、勤労生徒として、可能な限り職に就くことが望ましい。
- (2) 就業時間については、登校時間に間に合うよう雇用主の協力を得ること。